

# 日本学生支援機構（JASSO）2021 年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金 情報コミュニケーション学部 学部間協定校派遣留学プログラム 2022 年 1 月～3 月出発

## 1. 趣旨

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構（以下 JASSO）がそのプログラムを支援する制度です。

## 2. 奨学金内容

月額	奨学金は、学業開始日を起点に、毎月以下の金額が支給されます（給付型・返還不要）。なお、地域に応じて以下の通り支給金額が異なります。※地域区分は別紙参照のこと 甲地区——月額——8万円（ドイツ） 乙地区 月額 7万円（香港、大韓民国、タイ、ベトナム）	
支給期間	留学先機関の正規課程において学業を修めている期間 ※留学先大学からの入学許可書に記載される留学期間、または入学許可書に記載が無い場合は、留学先大学 HP に公開される授業実施期間を示す学年暦に準じます。	
支給方法	毎月、受給者からの在籍確認書の受領確認後、本学から受給者の口座へ振込みます。	
	在籍確認書提出日	振込日
	毎月 10 日まで	当該月末まで
	※例年 4 月分の奨学金は、JASSO から本学への振り込みが 4 月下旬頃となるため、5 月中旬頃支給予定です。 ※夏期・冬期休業期間中は、在籍確認書提出日が変更になる場合があります。※留学先大学の正規課程に在籍し学業を修めていることを確認できない場合は、当該月の奨学金を支給しません。	
支給人数	未定	

## 3. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、JASSO が指定する次の（1）～（6）全ての条件を満たす者。

- （1） 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること。（2.30 未満の場合は申請できません）

### 【成績評価係数算出方法】（小数点第三位を四捨五入）

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出すること。

5 段階評価	成績評価				
	S	A	B	C	F/T
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

- ※ 前年度中に履修・取得した科目の成績のみが対象です。
- ※ 成績評価（S, A, B, C, F/T）がある科目は全て含めて下さい（評価が「認定」のものは計算に含めない）。
- ※ 科目数ではなく取得「単位数」で計算してください。

【計算式】  $(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)$  を、前年度に登録した総登録単位数で割る

<p>(2)</p>	<p>経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。原則として①JASSO が実施する <u>2021 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致し（注）</u>、②自費のみでの留学が困難であると自己申告した者とする。 家計基準（第二種奨学金の<u>私立大学の箇所</u>を参照のこと）</p> <p>【学部】 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html</a> 【大学院】 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html</a></p> <p>*上記①②のいずれかに該当する場合申請可能とします。 *学内選考の過程で、家計基準に関する根拠書類の提出を求められることがあります。</p>
<p>(3)</p>	<p>派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者</p>
<p>(4)</p>	<p>留学期間終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者</p>
<p>(5)</p>	<p>プログラム参加にあたり、他団体等から奨学金・助成金、研修先/インターンシップ先から報酬、クラウドファンディング等による資金を受けるような場合、支給月額合計が本制度による奨学金月額を超えない者</p>
<p>(6)</p>	<p>外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。</p>
<p>注意点 1</p>	<p><b>上記（5）に関する注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認して下さい。</li> <li>・JASSO が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金との併給は可能ですが、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続（異動願の提出）が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。</li> <li>・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給不可。</li> <li>・JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給については下記の通りとなります。</li> </ul> <p>【給付奨学金の採用年度による併給可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 29 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可</li> <li>●平成 30 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可</li> <li>●2019 年度以降採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給不可</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>授業料助成は、学生本人に直接助成金を支給する場合には奨学金の併給に該当します。</b> 助成額を月額金額に換算し、本制度による奨学金月額を超えないことを確認してください。 例：明治大学外国留学奨励助成金の「海外留学授業料助成」</li> <li>・<b>学内の別プログラムで本制度奨学金を受給中／予定している場合</b> 学内の別プログラムの参加にあたり、本制度奨学金を受給する場合、派遣期間が重複していない場合は受給可能です。ただし、1日でも日程が重複している場合は、後から派遣されるプログラムは受給対象外になります。</li> <li>・<b>本奨学金支給後に、上記注意点で記載の奨学金等との併給が判明した場合には、奨学金の返還を求めますので、十分注意して申請するようにしてください。</b></li> </ul>
<p>注意点 2</p>	<p>協定校より入学が許可されなかった場合は、JASSO による採用が決定している場合でも受給資格は無くなります。</p>

## 4. 渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たし、希望する場合は「渡航支援金」が支給されます。

※ 渡航支援金の支援対象となる派遣学生は、原則 2020 年中の世帯の所得金額が家計基準を満たしていることが要件となっていますが、従来の要件では「渡航支援金」の支援対象とならない派遣学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生については、特例措置として、家計急変後の所得見込金額が家計基準を満たしている場合は、「渡航支援金」の申請が認められる可能性があります。要件、必要書類など詳細については情報コミュニケーション学部事務室（駿河台）まで問い合わせてください。

支給金額	32 万円								
支給方法	初回の奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。								
渡航支援金の支給基準	<b>ア. 家計基準</b> 世帯の所得金額（父母の所得の合算）が次の金額である者								
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得のみの世帯</td> <td>年間収入金額（税込）が 300 万円以下</td> </tr> <tr> <td>給与所得以外の所得を含む世帯</td> <td>年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下</td> </tr> </table>	給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下	給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下				
	給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下							
	給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下							
	<b>イ. 所得金額を確認すべき対象者及び提出すべき書類</b> <b>&lt;派遣学生が父母等に扶養されている場合&gt;</b>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出対象者</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母双方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>父の所得を証明する書類</li> <li>母の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>父母のいずれか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>父または母の証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>父母以外 (例：祖父母，兄)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>父母以外（複数いる場合は全員分）の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	提出対象者	提出書類	父母双方	<ul style="list-style-type: none"> <li>父の所得を証明する書類</li> <li>母の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>	父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>父または母の証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>	父母以外 (例：祖父母，兄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母以外（複数いる場合は全員分）の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>
	提出対象者	提出書類							
	父母双方	<ul style="list-style-type: none"> <li>父の所得を証明する書類</li> <li>母の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>							
	父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>父または母の証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>							
	父母以外 (例：祖父母，兄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母以外（複数いる場合は全員分）の所得を証明する書類</li> <li>「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</li> </ul>							
<b>&lt;派遣学生が独立生計者の場合&gt;</b>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出対象者</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣学生のみ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生の所得（<b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>派遣学生及び配偶者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で <b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	提出対象者	提出書類	派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生の所得（<b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul>	派遣学生及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で <b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul>			
提出対象者	提出書類								
派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生の所得（<b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul>								
派遣学生及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で <b>48 万円以上</b>）を証明する書類</li> <li>派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの</li> <li>「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</li> </ul>								
【派遣学生（及び配偶者）の所得が <b>48 万円未満</b> の場合】以下の追加書類が必要です。 ・[奨学金受給者のみ] 2020 年中に学生本人が受給した奨学金総額を証明する書類（奨学金支給団体発行の証明書） ・[預貯金切崩者のみ] 生活費管理用の預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 カ月分記帳部分」写し									
※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認して下さい。 [独立生計者] 本制度では、以下の a～c 全てに該当する者について、独立生計者と判断します。 a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者 b. 父母等と別居している者									

c. 派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者。  
 ※独立生計者が渡航支援金に申請するには、上記 a～c を満たし、かつ派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の所得がア. の家計基準を満たす必要があります。

**ウ. <所得を証明する年及び書類>**

所得を証明する年	所得を証明する書類
2020 年中	・市区町村役場発行の所得証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書など

※1 2020 年中の所得証明書の発行が間に合わない場合は、2019 年中の所得証明書でも可  
 ※2 所得証明書の代わりに以下の書類でも可。ただしその場合は 2020 年中のものに限る。

給与所得の場合	源泉徴収票の写し ・給与所得のみの世帯→源泉徴収票の「支払金額」欄を確認 ・給与所得以外の所得を含む世帯→源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認
給与所得以外の場合	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認 ・e-Tax の場合は「受信通知」または「即時通知」の写しを提出すること

※3 市区町村役場発行の所得証明書は、金額がアスタリスクになっていないものを発行してもらって下さい。  
 ※4 マイナンバーが印字されていないものを提出して下さい。（印字されている場合はマジック等で消して下さい。）

**注意点**

- ・同一プログラムに 2 回以上参加する場合は、初回の渡航時にのみ支給されます。
- ・他団体等から受給する奨学金に渡航費が含まれる場合は併給できません。（例：学部による渡航費助成）

## 5. 奨学金受給者の義務

日本学生支援機構による審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下（1）～（3）を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。

**在籍確認書の提出**

（1）

- ・情報コミュニケーション学部事務室宛に以下のメールアドレスへ、「2. 奨学金内容の『支給方法』」に記載されている締切日までに、毎月必ず所定書式の在籍確認書をメールでお送り下さい。（書式は受給が決定した方に 0h-o!Meiji よりお送りいたします。）
- ・在籍確認書に記載した提出日は、メール送信日以前でなくてはなりません。
- ・締切日までに在籍確認書の提出がない場合は、奨学金支給を停止しますのでご注意ください。  
 メール宛先：情報コミュニケーション学部事務室（infocom@mics.meiji.ac.jp）

（2）

**留学前・留学後報告書（様式 H-1）、在籍確認書原本、留学先大学が発行する成績証明書の写しの提出（受給期間終了後より 2 週間以内）**

受給期間終了後 2 週間以内に以下 3 点の書類を情報コミュニケーション学部事務室までご提出ください。なお、受給期間終了の 2 週間後が土日又は祝日である場合はその直前の平日が提出期限です。  
 ※報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められる事があり、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。受給者として責任を持って報告書提出を完了して下さい。

① 留学前・留学後報告書（様式 H-1）

プログラム参加前に留学前回答箇所に入力した留学前・留学後報告書（書式は受給が決定した方に 0h-

	o!Meiji よりお送りいたします。)について、プログラム終了後に留学後回答箇所を全て入力し、 <b>必ず</b> <b>受給期間終了後2週間以内にデータをOh-o!Meiji のレポート機能を利用して提出して下さい。</b> ② 留学先大学が発行する公式な英文の <b>成績証明書の原本</b> の写し（オンラインで確認できる成績表は不可） 英文の成績証明書がない場合は、他の言語もでもかまいませんが、必ず受給者本人による和訳を添付してください。
(3)	<b>JASSO から依頼されたアンケートの協力</b> JASSO より、留学終了後フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いいたします。

## 6. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期間中に提出した者を選考の対象とします。

申請書類	(1) 日本学生支援機構留学生交流支援制度（協定派遣）申請書 (2) Oh-o!Meiji ポータルサイトで確認できる、前年度全ての成績を含んだ成績通知表の写し
申請先	上記の書類を、 <b>情報コミュニケーション学部事務室</b> へ下記の申請期間内までに提出してください。
申請期間	<b>2021年9月21日（火）～2021年10月8日（金）</b> 事務室開室時間内

## 7. 学内選考方法・選考結果通知

経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数が高い順から候補者とし、情報コミュニケーション学部において決定します。

学内選考結果については、合否に関わらず、**11月上旬頃**に、全申請者にOh-o!Meiji にて通知します。

学内選考合格者は、本学からJASSOに推薦され、採用の最終決定はJASSOが行います。本学からの推薦は、JASSOによる採用を保証するものではありませんのでご留意下さい。

## 8. お問い合わせ

情報コミュニケーション学部事務室（駿河台）

電話番号：03-3296-4262

Eメールアドレス：infocom@iics.meiji.ac.jp